

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

【現状の分析と必要性】

本市の中心市街地は、古くから、商業、文化、行政などの施設が集積する場所として栄え、本市の玄関口であるＪＲ茨木駅及び阪急茨木市駅間の地域を中心に発展してきた。

しかし、大阪万博開催にあわせて整備された駅前広場等の公共空間や複合商業施設（民間ビル）の老朽化が進んでおり、社会の変化に対応できる柔軟かつ持続可能な都市づくりに向けて、現在の市民ニーズに合致した施設の整備・誘致や機能の更新が求められている。

また、本市では「ひと中心のまちなか」を実現するための交通環境の充実及び回遊性の向上の取組として、歩行者・自転車・自動車等の利用を区分し、それぞれの利用に配慮した市道茨木松ヶ本線や市道西中条奈良線、市道駅前太中線など中心市街地内の都市計画道路の整備を進めてきた。引き続き計画的な道路整備を進めるほか、中央通り・東西通りについては、安全・安心に移動できるゆとりある環境の整備と活動や交流につながる利活用の促進に向けて検討を進めるとともに、ＪＲ茨木駅、阪急茨木市駅の駅周辺については「まちの玄関口」として位置づけ、交通結節機能だけでなく、市民がゆったりと滞在できるような憩える空間の創出を図るなど、中心市街地内の様々なエリアにおいて滞在・活動したくなる居心地の良い空間の整備が必要である。以上を踏まえ、中心市街地においては必要最低限のスペースと機能ではなく、新たな魅力と滞在・活動の場の創出が必要だと考えられることから、目標の達成に必要な事業を市街地の整備改善のための事業として基本計画に位置付ける。

【フォローアップの考え方】

基本計画に位置づけた事業について、毎年度末に進捗状況を調査し、改善措置及び効果の実証を行う。

〔２〕 具体的事業の内容

（１） 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（２） ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

（２） ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

（３） 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】 阪急茨木市駅西口駅前広場再整備事業

【事業実施時期】	令和 9 年度～令和 10 年度		
【実施主体】	茨木市（まちなか整備課）		
【事業内容】	阪急茨木市駅西口の駅前ビル建替事業に合わせて、交通の輻輳や施設の老朽化等の課題解決を図るとともに、交通や商業などの機能性だけではなく、居心地の良い憩える空間づくりを行う駅前再整備の具体化に取り組む。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	市民生活を支える駅前機能を強化するとともに魅力ある都市空間を創出する。「ひと中心のまちなか」の実現に向けて、現在の駅前広場を再整備し、居心地の良い憩える空間づくりを行うことで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和 9 年度～令和 10 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】市役所前線整備事業（仮称）

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 10 年度		
【実施主体】	茨木市（公園緑地課）		
【事業内容】	市庁舎とおにクルの間に位置する市役所前線を歩行者中心のランドスケープ的な空間として整備することにより、市庁舎と「おにクル」間の移動の安全性を確保するとともに、芝生広場に隣接するパーク機能としての価値向上を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	歩行者中心のランドスケープ的な空間の整備を行うことで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～令和 10 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】中央公園整備事業（仮称）

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 10 年度		
【実施主体】	茨木市（公園緑地課）		
【事業内容】	中央公園は、本市中心市街地の中心に位置し、スポーツやイベント等の活動場所として親しまれてきた。更なる公園の魅力向上や利用者の利便性向上を図るため、Park-PFI 等の制度を活用し、民間活力を導入するとともに公園整備を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	公園整備により中心市街地に市民が集い、利活用できる居心地の良い空間を創出することで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～令和 10 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】市道駅前三丁目若草線道路改良事業

【事業実施時期】	令和２年度～令和８年度		
【実施主体】	茨木市（道路課）		
【事業内容】	用地買収、道路改良工事を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標１　歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	幅員狭小な一方通行の道路を拡幅するとともに対面通行化し、歩道を設置することにより、市役所周辺や市域中心部の交通の円滑化と歩行者等の安全確保を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（道路事業）		
【支援措置実施時期】	令和３年度～令和８年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】永代町南交差点改良事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	茨木市（道路課）		
【事業内容】	交差点改良工事を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1　歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	府道八尾茨木線と阪急茨木市駅西口駅前広場の交差点において慢性的な渋滞が発生していることから、当該交差点を改良することにより、渋滞解消を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（道路事業）		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】 阪急茨木市駅北東部交差点改良事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	茨木市（道路課）		
【事業内容】	交差点改良工事を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	府道高槻茨木線と府道枚方茨木線及び市道双葉町島一丁目線が交差する当該交差点において、交差点形状が悪く、渋滞発生の原因となっていることから、当該交差点を改良することにより、渋滞解消を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（道路事業）		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】（仮称）市役所玄関周辺整備事業

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 10 年度		
【実施主体】	茨木市（総務課）		
【事業内容】	市役所駐輪場整備及び外構工事を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	駅前太中線、市役所前線の整備に伴う市役所への動線変更に対応するように庁舎の玄関周辺を整備し、利便性向上を図ることで平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～令和 10 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】 J R 茨木駅西口再整備検討事業

【事業実施時期】	平成 27 年度～		
【実施主体】	茨木市（まちなか整備課）		
【事業内容】	ＪＲ茨木駅西口の駅前広場と複合商業施設である駅前ビル及びその周辺地区について、再整備を検討し、商業の質の更新や新たな魅力と集いの場の創出を図るとともに、ひと中心の歩いて楽しいまちなかの実現に寄与する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 2 魅力的な都市空間の整備・誘導		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 計画掲載事業を活用した新規出店数		
【活性化に資する理由】	ＪＲ茨木駅西口の駅前広場と複合商業施設である駅前ビル及びその周辺地区について交通の輻輳やバリアフリー化、施設の耐震性の不足や老朽化等の課題解決を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 阪急茨木市駅西口再整備事業

【事業実施時期】	令和 8 年度～		
【実施主体】	民間事業者		
【事業内容】	阪急茨木市駅西口駅前周辺地区において、隣接する複合商業施設である駅前ビルの民間事業者による建て替えを検討し、新たな魅力と市民の滞在・活動の場の創出を図り、ひと中心の歩いて楽しいまちなかの実現に寄与する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 2 魅力的な都市空間の整備・誘導		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 計画掲載事業を活用した新規出店数		
【活性化に資する理由】	市民が憩い、滞在できる居心地の良い駅前空間を実現することで、平日昼間の歩行者通行量の増加、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 本町駐輪場整備事業

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	茨木市（まちなか整備課） / F I C ベース株式会社		
【事業内容】	本町商店街内にある買物客用自転車駐車場として利用されている市有地について、商店街との連携によりイベントスペースとしての活用、駐輪区画・休憩スペースの再整備や効率的な管理運営方法の検討等を行うことにより、市民が買物や飲食等をゆったりと楽しめるようにし、多世代が訪れ、利用したくなる新たな魅力と滞在・活動の場の創出を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本町駐輪場の利便性向上と新たな魅力の創出により、商店街の多世代の来街及び回遊を促進することで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			